

雇用調整助成金（特例措置）

雇用調整助成金は、経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、事業主の申請に基づき、事業主が労働者に支払った休業手当等の一部を助成する制度です。

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、雇用調整助成金の内容を大幅に拡充し、手続きの簡素化を構じています。

■ 対象者（事業主）

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主

※売上等事業活動の状況を示す直近の**生産指標が、比較対象月と比べ5%以上減少**していること等の要件があります

■ 特例措置

○ 助成内容・対象の大幅な拡充

※令和2年4月1日から令和2年12月31日までの休業等に適用

- ① **休業手当等に対する助成率 中小企業4/5、大企業2/3**
解雇等を行わない場合 中小企業10/10、大企業3/4
※助成額の上限 対象労働者1人1日当たり**15,000円**
- ② **教育訓練を実施した場合、中小企業2,400円、大企業1,800円 を加算**します
- ③ **新規学卒者**など、雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が6か月未満の労働者も助成対象としています
- ④ **1年間に100日の支給限度日数とは別枠で利用可能**です
- ⑤ **雇用保険被保険者でない労働者の休業も対象**にしています

○ 活用しやすさ

- ⑥ 申請書類を大幅に簡素化しています
添付書類等を削減し、**休業等計画届の提出は不要**としています
- ⑦ **助成額の算定方法等申請手続きを簡素化**しています
- ⑧ **オンライン申請**も受け付けています

i

- **支給要件の詳細や具体的な手続き**は[厚生労働省ホームページ](#)をご確認ください。
- 事業所の所在地を管轄する労働局またはハローワークにて申請を受け付けております（窓口、郵送またはオンライン）。
- コールセンターで雇用調整助成金に関するお問い合わせに対応します。
0120-60-3999（受付時間 9:00～21:00（土日・祝日含む））

